

I 議決事項

第1号議案

平成29年度事業報告

自：平成29年 4月 1日
至：平成30年 3月31日

平成29年度の我が国経済は、米国を始め良好な国際経済環境の中、緩やかな回復基調を持続した。米国のトランプ政権は、NAFTAなどの貿易協定の廃棄示唆など後ろ向き対応する一方、大型減税の実施で経済浮揚を誘発するなど、方向感の乏しい政策運営を続けたが、この間、米国経済は堅調に伸張した。また、英国のEU離脱ショックの収まり、新興国経済の回復なども状況改善に資した。このため、我が国では、適温経済と呼ばれる低金利の中での経済伸張が続いているが、人手不足や財政悪化などの悪影響の懸念が増す状況になっている。

こうした中、青果卸売会社の経営動向を見ると、年度当初から、潤沢な青果物生産による価格低迷が続き、秋口までは利益が殆ど出ないという極めて深刻な状況に直面するところとなった。その後、日本列島は記録的な寒波に見舞われ、一転して、生産減少による価格回復により業績が改善、年度内はこの状況で推移して、年度を通じてみれば、昨年比で小幅な減益に落ちついた。ただし、小規模な卸売会社では、品薄になった商品確保が難しいために、高値販売による収益機会を確保できなかつたところもあり、会社間の業績差異が大きくなる結果となった。

青果物需給の現状を構造面からみると、人口減少・高齢化による需要総量の減少は確実に進行している。他方、生産量も減少傾向にある中で、産地の集約化が進展して、大型産地の生産動向が需給バランスを大きく左右する状況になってきている。大型産地は、取引への発言権を強めてきているが、川下側でも量販店が強大な価格支配力を握っている。この両者の間に立って、青果卸売業者には高度な調整力が求められる。このため、青果卸売会社は、業界で結束し、連携協力、共同実施により諸課題に対処すべき場面が増大していると考えられる。

政治・行政の動向をみると、28年秋に政府決定した「農業競争力強化プログラム」で「卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する」こととされたことを受けて、29年は、法制度見直しの議論が、政府・与党・業界などを巻き込んで激しく繰り広げられた。この過程で、青果卸売市場の実態を知らない規制改革論者により、卸売市場制度の廃止という暴論が罷り通る場面もあり、一時は、極めて憂慮される状況になった。このため、協会としては、政府や自民党の検討の場にも参画して、誤った政策判断に陥らないよう説諭した。こうした中で、これを理解した与党議員が議員連盟を設立、卸売市場制度の根幹を維持する方向での政策提言の活動を強めた。この与党議員・業界を主体とした政治発言が奏功し、29年暮れの政府・与党の合意を得た制度見直しの方針においては、合理的理由の乏しい規制が廃止となる一方で、卸売市場制度の根幹は維持されることとなった。

更に、30年に入って、卸売市場法の改正法案が確定し、閣議決定の上で、国会に提出されている。このため、協会としては、その内容を会員会社に十分理解してもらうため、関係資料の迅速な提供、国の説明会への参加調整などに積極的に取り組んでいる。

以上のような動向の中で、平成29年度に、本会は、以下のような事業を実施し、また、諸課題に対処した。

1 経営環境整備対策

(1) 卸売市場関係行政への対応

1) 卸売市場法制の見直しへの対応

ア 29年夏頃までの対応

平成28年11月29日に政府決定（農林水産業・地域の活力創造本部）された農業競争力強化プログラムの2の(1)の⑤に「卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する」ことが記述された。この決定内容の趣旨については、昨年3月の理事会（前年度の措置）及び5月の通常総会で、プログラム関係の他の事項も含めて課長・室長から直接に説明を受ける機会を設けた。なお、地域協議会や専門委員会で、協会事務局から、これについて、改めて説明することとしたほか、一部の地域協議会には農林水産省の担当官が出席して、理解の促進と意見聴取を実施している。

また、農林水産省では、この検討を進める上で、多くの関係者と意見交換を行うことが必要と考え、当協会に対し、傘下の会員各社を参集した各地域での意見交換会の設営への協力要請がなされた。このため、開催場所・日時等について農林水産省から情報提供を受け、会員各社に参加依頼するとともに、出欠確認・出席者の把握を行い、意見交換会の円滑な実施を支援した。

イ 29年秋から年末への対応

(ア) 自由民主党における検討への対応

秋以降には、卸売市場法の見直しの議論が激しい攻防の中で展開され、12月初旬に結論を得るまで、協会として、無謀な法改正とならないよう政府・与党への働きかけに尽力した。その概要は、以下のとおりである

① 卸売市場議員連盟の活動

卸売市場制度の見直し問題は大きな政治的影響を持つことから、自由民主党の有志議員によって、29年9月に自由民主党卸売市場議員連盟が創設された。この議員連盟は、9月中に4回の勉強会を開催し、農林水産省からの説明聴取及び関係業者のヒアリングを実施している。当協会に対しても、9月12日の第3回勉強会で意見表明が求められたため、川田会長が出席し、先に正副会長等会議で行っていた意見調整を元にした「制度見直しに関する要請」を意見として説明した。

その後も、議員連盟では、引き続き精力的にヒアリングなどを実施しつつ、法制度見直しのあり方議論を継続した。協会としては、会長や事務局が全ての会合に参加し、議論の推移を把握するとともに、これに参加協力する各議員に、会員会社を通じて、卸売市場制度の根幹が損なわれないように議論を導くよう働きかけた。

こうした中で、政府・与党の議論が煮詰まりつつあった11月29日に、緊急集会を開き決議文を採択した。これが自由民主党政務調査会の議論に大きな影響を与えた。

② 自由民主党政務調査会での検討

自民党での卸売市場法制度の検討は、農林・食料戦略調査会、農林部会合同会合で議論された。11月6日には各業界からのヒアリングが行われ、当方は、川田会長から、制度の骨格を守るべきこととその根拠を述べ、些末な論点でなく、本質的議論を促した。その後、合同会合では農林水産省も交え、内部議論を行ってきたが、議論の収束段階に入り、11月30日には幹部だけの農林役員会が開催され、再度、川田会長が招かれた。この会合では、取引ルールの見直しや中央卸売市場への民間参入などの議論

の素材が示されたが、卸売市場法制度の取扱いなどは不明確であったため、その骨格の堅持を再度訴えた。その後、党の幹部と農林水産省幹部間でぎりぎりの調整が行われ、12月6日に「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について」が政府・与党合意として決定された。

(イ) 公明党における検討への対応

与党として、自由民主党の議論と並行して、公明党でも検討が行われた。まず、11月10日に、各業界ヒアリングが行われ、川田会長が自民党と同趣旨の要請を行った。その後、自由民主党の検討が煮詰まってきた12月1日に、最終論点整理のために川田会長が招かれた。その時点では、卸売市場法の存廃の帰趨が見えなかったため、卸売市場法の存置による法制度の骨格堅持を要請し、公明党側にも理解頂いた。

(ウ) 政府の対応

前記の政府・与党合意を受け、政府は、12月8日に農林水産業・地域の活力創造プランを改定し、上記の決定文をそのままプランの一部に付け加えた。

ウ 法制度見直し方向の決着後の対応（29年暮れから30年3月まで）

法制度の見直し方向が決着した後、協会では、速やかにこれを会員会社に情報提供するとともに、この間、協力頂いた関係議員への謝辞伝達を依頼した。

年明け後、農林水産省では、上記の決定文を法案化する作業を本格化した。このため、協会としては、まず入手した法案骨子を会員各社に情報提供した。更に、2月の正副会長等会議に卸売市場室長を招き、法案骨子の説明を受け、意見交換を行い、次いで、2月及び3月の専門委員会（野菜・果実合同部会及び管理部会）に卸売市場室担当官を招いて、法案骨子の説明を聴取して、理解の促進を図った。

その後、3月上旬には、改正法の法律案が閣議決定されたため、農林水産省では中央及び各地方で説明会を開催している。このため、中央説明会には協会事務局が参加したほか、会員会社に対し、各地域での説明会の開催情報の提供及び参加希望者のとりまとめ作業を仲介し、多くの会員会社がこの説明の機会を得られるように務めた。

2) 農業競争力強化プログラムに係るその他事項への対応

① 農業競争力強化支援法

プログラムに掲げた事項のうち、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の課題について、この支援法が制定された。この法律は、29年5月に成立したが、その内容については、案の段階から通常総会等で農林水産省の説明を受けており、また、その成立後は、関係資料とともに、会員各社に情報提供した。更に、地域協議会や専門委員会の場でも、改めて内容を紹介している。特に、卸売業を始めとした流通事業者の事業再編・事業参入への支援がこの法律の実質施策部分であるため、この趣旨が膾炙されるように、説明に意を用いた。なお、この施策の実働機関である農林漁業成長産業化支援機構及び日本政策金融公庫の担当官が、協会を往訪し、資料をもって詳細説明を行っており、得た情報を会員会社に速やかに提供した。

② 農林水産業流通マッチングナビ（アグリーチ）

プログラムの2の(1)の⑦に「国が、民間のノウハウを活用して、農業者が各種流通ルートについて、手数料や取引条件等を比較して選択できる環境を整備する」ことが盛り込まれている。これは、既に平成27年のTPP政策大綱に「流通構造の見える化」を進める方針が示されているものを継承したもので、平成28年度補正予算に「流通

構造の「見える化」環境整備事業が措置され、この課題に対応することとされた。この事業は、公益財団法人流通経済研究所が受託し、その実施のための検討会に、農林水産省からの依頼を受けて、当協会会員会社から有識者が参画した。この検討会の成果も活用して、昨年3月に「アグリーチ」が、WEB上に立ち上げられた。このサービスは、出来あがったものとしては、各種条件を見える化するだけでなく、参加者間の取引マッチング機能を有するものとなった。

こうしたことから、多くの業者の参加・活用が望まれ、農林水産省からは、協会の会員会社の積極的な参加を促されている。このため、各地域協議会で、このサービスについて説明するほか、専門委員会には、この仕組みを構築した流通経済研究所の研究員を招聘し、サイトの内容説明、利用の仕方などを直接聴取した。また、サイト運営側は、随時、要望に応じて可能な改善を行うとしており、そのための仲介も協会で行っている。

③ 農産品物流対策

プログラムの2の(1)の⑦に「農産物の物流については、パレット化やICTを活用した共同配送等の効率化によりコストを削減する等の取組を推進する」ことも盛り込まれた。この問題は、農林水産省のみで解決しがたい課題を包含しているため、経済産業省・国土交通省の参加を得た局長級でなる「農産品物流対策関係省庁連絡会議」を設置して検討が行われた。この会議には、関係省庁のほか、各業界や有識者も参加して実務的な見地からの意見交換も行われた。依頼を受けて、当協会の会員会社の実務担当者もこの会議に参加して、現場からの意見を出して、内容の充実に貢献した。この会議は、4回の会合をもって、昨年3月に中間取り纏めが公表されている。中間取り纏めの公表後、農林水産省の各局長連名で、会長宛にその具体化への協力要請が文書で発出された。このため、正副会長等会議、地域協議会、専門委員会などでその内容を紹介し、各現場での具体化の際には、積極的役割を果たすように要請した。

29年秋からは、この連絡協議会の下部組織として関係省庁課長補佐級による「パレット部会」が設置され、本年3月に、その報告が取り纏められた。このため、この報告について議論するため、連絡会議が再開されている。この会議についても、当協会会員会社の実務参加者が参加して、審議に貢献している。

④ 出荷規格の見直しの検討

プログラムの2の(1)の②に「農産物の規格（従来のお荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す」ことが盛り込まれている。このため、農林水産省では、本年度に入って、「見直しの視点」を取りまとめるための検討会を立ち上げた。これについても、要請があり、会員会社の実務参加者を検討会委員として参画させている。この問題は、事実関係が錯綜としていて、課題も多いため、まだ議論が収束するに至っていないが、協会としては、卸売市場の実務を考慮した結論が導かれるように、参加委員の活動支援に努めている。

⑤ 全国農業協同組合連合会（JA 全農）の対応に関する情報収集

プログラムの2の(2)には、全農の事業のあり方に多くの指摘がなされている。これに対応して、全農は、組織協議をして、昨年3月に、包括的な対応策を決定した。この中には、青果物の取扱いについて、直接販売の拡大の他、卸売市場との取引の改革にも言及がある。このため、全農の園芸事業部からの情報提供も活用しながら、こ

の対応策について、地域協議会や専門委員会で内容を紹介し、会員会社への注意喚起に努めた。

3) 食品産業の働き方改革検討会への対応

平成 30 年 1 月に農林水産省では、「食品産業の働き方改革検討会」を設置した。この検討会では、経営者の「気づき」を促し、「着手」を求めることを主眼にして、チェックリストの作成及び優良事例を示して課題への対応と取組のヒントなどを紹介するハンドブックの作成を行うこととした。協会としては、その検討状況を注視するほか、役所側からの求めに応じ、会員各社へのアンケートの協力依頼を仲介したほか、第 3 回の流通業者ヒヤリングに会員会社の代表者を参加させ、検討の充実に協力した。また、この検討会の状況を正副会長等会議、専門委員会などで紹介し、周知に努めた。更に、3 月末にこの検討会報告とハンドブックの成果品が公表されたため、その内容を 3 月の理事会で紹介するとともに、会員会社への情報提供に努めた。

4) 検査・監察部検査への対応

平成 29 年 4 月 1 日付けで、農林水産省検査・監察部長から、平成 29 年度の検査方針等について協会あてに参考通知があった。このため、地域協議会、専門委員会などで、その内容について紹介し、周知を図った。

(2) 消費税引き上げに関する動きへの対応

1) 軽減税率制度の周知

平成 31 年 10 月からの消費税の引き上げの際には、酒類及び外食を除く飲食料品について軽減税率制度が導入される。これが導入されると、会員会社の経理処理は大きく変わることになり、会員会社からは、具体的処理方法について協会の説明を受けたいとの要請が多く寄せられた。このため、各地域協議会の電算部会を逐次開催し、これに協会職員が出席して、内容説明の上、協議して、対応方策の明確化を図った。

具体的な開催状況は、以下のとおりである。(なお、中国四国地区会社協議会電算部会は昨年度に実施済みである。)

- | | | | |
|---|---------------|------------------|----------|
| ① | 8 月 22 日 (火) | 九州・山口地区連絡協議会電算部会 | (於) 福岡市 |
| ② | 9 月 26 日 (火) | 東北地区会社協議会電算部会 | (於) 仙台市 |
| ③ | 10 月 14 日 (土) | 近畿地区会社協議会電算部会 | (於) 大阪市 |
| ④ | 11 月 9 日 (木) | 東海北陸地域連絡協議会電算部会 | (於) 名古屋市 |
| ④ | 11 月 17 日 (金) | 北海道青果卸売協会電算部会 | (於) 札幌市 |
| ④ | 12 月 13 日 (水) | 東京関東地域連絡協議会電算部会 | (於) 大田市場 |

また、下半期には、仕切書、請求書などの具体的書式について、協会側から材料を提供して、財務省のアドバイスを受けた。その内容を会員各社にも直接伝えることとして、2 月及び 3 月に開催した専門委員会に財務省担当官を招いて、実務処理についての説明を受けた。なお、この内容は、次年度においても各地域の電算部会を開催し、周知に努めることとしている。

2) 転嫁対策の周知

引き続き、消費税転嫁対策特別措置法に基づく行政の対応につき、会員各社への情報提供に努めたほか、全国青果卸売組合連合会のカルテルの情報収集にも努めた。

(3) 食品の安全安心問題・災害対策への対応

1) 福島原子力発電所事故問題関係

原子力災害対策特別措置法に基づく本部長（内閣総理大臣）からの出荷制限や摂取制限措置の指示について、当協会では、事故発生直後以来、農林水産省を通じて出荷自粛も含め、当該本部からの指示などについての情報提供を受け、市場の開場前までに会員各社にこれを連絡し、こうした出荷制限・出荷自粛の青果物が流通することのないように努めてきている。29年度も引き続き、これに万全を期した。また、これらの措置の解除についても、速やかに情報提供した。

2) 消費者庁が行っている加工食品への原産地表示義務化への動きなどにつき、鋭意、情報収集し、適宜、会員会社に提供した。また、食中毒、インフルエンザ、ヒアリ移入などの事故の発生の際には、国の情報提供も活用して、その事故内容と対応上の注意を速やかに会員各社に発信して、対応の遺憾なきを期した。

3) 東日本大震災後に食料品の供給が滞る事態を受け、平成23年度から農林水産省では補助事業として「食料の物流拠点機能強化等推進支援事業」を開始した。平成27年度からは、その名称を「食料品サプライチェーン強靱化総合対策事業」に変更、引き続き、食料品地域物流円滑化等推進協議会（事務局：食品流通構造改善促進機構）が実施してきている。この事業は、近い将来に発生が見込まれる南海トラフ巨大地震や首都直下型地震を想定して、こうした大規模震災下でも食料品の供給機能の維持、又は速やかな回復を期して、ハートマップの作成や関連する食品流通事業者・物流事業者・学識経験者等を交えてのマッチングセミナーの開催を実施している。当協会は、平成27年度から、事業検討委員を派遣して活動に参画しており、本年度も引き続き委員派遣し、事業に協力している。

(4) 一般社団法人運営に伴う諸措置

当協会の一般社団法人運営に係る諸措置を平成29年度に次のとおり実施した。

1) 昨年3月の理事会での諸決議（昨年度における措置）

前年度中に承認すべき平成29年度の事業計画及び収支予算を議決・策定した。また、通常総会を5月12日に開催する旨を議決した。（通常総会は、2週間以上前に、理事会で招集を決定して、会員に通知する必要がある。）更に、定款第23条第4項に規定する会長及び業務執行理事の毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上すべき職務の執行の状況の報告を、下半期分について実施した。

2) 昨年5月の通常総会開催日における理事会での諸決議

28年度の事業報告及び収支決算につき承認を受けた。また、平成28年度公益目的支出計画実施報告について了承を得た。

3) 昨年5月の通常総会での諸決議

事業報告の実施、収支決算の承認、会費の総額及びその賦課徴収方法の決定等を議題として、それぞれを処理した。

4) 公益目的支出計画実施報告

公益目的支出計画の実施状況を年度終了後3ヵ月以内に所定の手続を経て、内閣総理大臣に報告する必要がある。このため、平成28年度の実施報告について、4月の監事監査で了解を得た後に、5月の理事会で承認を得る手続を踏み、その後直ちに、内閣総理大臣にこの実施報告を提出した。

5) 事業計画・収支予算変更、臨時総会招集、業務実施報告のための理事会の開催

果実消費拡大協力費及び青果物健康推進協会協力費を予算化し、その経費を会員から賦課徴収するなどを盛り込んだ事業計画・収支予算の変更、臨時総会の招集の承認並び

に会長及び業務執行理事による上半期の事業実施報告のための理事会を、9月29日に開催した。

6) 臨時総会の開催

果実消費拡大協力費及び青果物健康推進協会協力費を拠出するために必要となる追加経費の徴収のため、総会の権限事項である経費総額の決定及びその賦課徴収方法の決定（定款第13条第7号）を行う臨時総会を、平成29年11月7日に開催した。

7) 年度末理事会の開催

事業計画及び収支予算の承認は、一般社団法人では理事会の権能であり、前年度のうちにこれを策定する必要がある。また、一般社団法人では、総会の招集には理事会の承認が必要であり、総会の招集には2週間前までに会員あて通知する必要がある。このため、これらについて承認・議決するための理事会を、3月29日に開催した。

更に、定款第23条第4項で、会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないとされており、年度末理事会で、下半期の事業実施報告を行った。

(5) その他

1) 専門委員会において、次の対応を行った。

卸売市場制度の見直しについて、改正法案が固まった平成30年2月から3月の部会に農林水産省の担当官を招聘して、その内容の説明を受け、内容の理解促進を図った。

また、平成31年10月からの開始が見込まれる軽減税率制度についても、上記と同時期の部会に財務省の担当官を招聘して、会計処理等の具体策の説明を受け、会員各社の業務実施の円滑化を図った。

なお、平成29年7月から8月の各部会では、流通経済研究所の研究員を招き、農林水産業流通マッチングナビ (AREACH) の説明を聴取したほか、中央果実協会審議役から、同協会の行った果実消費動向調査の結果について説明を受けた。

2) 関係する国の行政施策等の動向、即ち、農協制度改革の実施状況、加工食品の原料原産地表示制度、日・EU EPA の大枠合意の内容、輸出促進対策など、青果物・園芸農業に関連が深い農政の動向を鋭意フォローした。また、食中毒やインフルエンザ、災害対策などの注意喚起を農林水産省からの情報提供を受けて、速やかに会員各社に伝達した。

このほか、農林水産省の卸売市場・青果関係の予算、輸出促進関係予算についての情報提供も行った。

2 取引情報電子化等対策

(1) 青果物流通情報処理委員会の開催

青果物の生産・流通4団体とその会員で構成する「青果物流通情報処理委員会」において、青果物統一品名コードの変更・追加が協議されている。この委員会に、協会からは、電算部会長、各ブロック代表者7名（電算部会委員）、事務局が参画し、本会会員、出荷県連等からの品名コードの追加・変更申請について検討が行われた。

上半期は、平成29年9月15日に開催（文書による持ち回り委員会）され、平成29年10月1日からの品名コードの追加・変更は行わないこととなった。

下半期は、平成30年3月8日に開催（文書による持ち回り委員会）され、その結果、平成30年4月1日からの品名コードの追加・変更は行わないこととなった。

また、平成31年10月1日からの軽減税率制度に対応し、品名コード10個について検討の上で、今後、調整を図ることが合意された。

(2) 生鮮取引電子化推進協議会への参画

農林水産省の助成により（公財）食品流通構造改善促進機構が開発した青果物等生鮮4品のEDI標準商品コード及び標準メッセージの普及推進や流通業界全体の取引電子化を進めるため流通BMS協議会が組織されている。この協議会に対し、生鮮取引の専門性を生かした生鮮標準商品コードの維持管理を行う生鮮取引電子化推進協議会（会長：勇崎恒宏・当協会常任理事）が設置されているが、その平成29年度の事業計画や各コード・メッセージの維持管理体制の検討に参画した。

(3) ベジフルネットシステムの適切な運営の取組

システム上での改善点や要望等をまとめ、対応策を講じた。また、平成30年10月からのベジフルネット第4期への移行準備、平成31年中頃に想定される元号改正への準備、平成31年10月に予定される軽減税率導入の対策につき、対応中である。

3 地域対策事業について

各ブロック協議会において、青果卸売業が抱える共通の課題についての対応などについて、協議、打ち合わせが行われた。なお、ブロックを超え全国的な対応調整を要する問題については、正副会長等会議において検討・調整を行った。

主なブロック協議会の開催状況は、以下のとおりである。

1) 北海道中央卸売市場青果卸売協会

◎ 定期総会 平成29年6月5日（月） 於：丸果札幌青果株式会社 役員会議室
議 題

- (1) 平成28年度事業報告承認の件
- (2) 平成28年度収支決算承認の件
- (3) 平成29年度事業計画（案）承認の件
- (4) 平成29年度収支予算（案）承認の件
- (5) 任期満了に伴う役員改選に関する件
- (6) 任期満了に伴う専門部会委員承認に関する件
- (7) 全国中央市場青果卸売協会報告

2) 東北地区中央市場青果卸売会社協会

◎ 通常総会 平成29年6月29日（木） 於：盛岡市「繋温泉 紫苑」
議 題

報告事項

- (1) 議事録署名人指名
- (2) 平成28年度庶務事項並びに決算書類報告
- (3) 会計監査報告

議 案

- (1) 平成28年度決算書類承認の件
- (2) 平成29年度予算案並びに賦課金承認の件

(3) 任期満了に付き役員改選の件

3) 東京・関東地域連絡協議会

◎ 通常総会 平成29年6月6日(火) 於:「竜宮城スパホテル三日月 竜宮亭」

議 題

審議事項

- (1) 新会員の入会について
- (2) 平成28年度事業報告の件
- (3) 平成28年度決算報告及び剰余金処分案審議の件
- (4) 任期満了による役員改選の件
- (5) 平成29年度事業計画案及び予算案審議の件
- (6) その他

報告事項

- (1) (一社)全国中央市場青果卸売協会からの情勢報告について
- (2) 事務局からの東京市場の情勢報告について
- (3) その他

4) 東海・北陸地域連絡協議会

◎ 通常総会 平成29年5月8日(月) 於:「名古屋 Marriott アソシエツホテル」

議 題

- (1) 平成28年度収支決算報告
- (2) 専門部会編成について
- (3) 農業競争力強化プログラムについて
- (4) 卸売市場を巡る最近の情勢について

5) 近畿中央市場青果卸売会社協議会

◎ 通常総会 平成30年1月27日 (書面開催)

- (1) 平成28年度事業報告について
- (2) 平成28年度収支決算報告について
- (3) その他

◎報告事項

平成28年度三専門部会事業報告及び収支決算報告

6) 中国・四国地区中央市場青果卸売会社協議会

◎ 通常総会 平成29年6月16日(金) 於:「クラウンパレス新阪急高知」

議 題

決議事項

- (1) 平成28年度事業報告及び収支決算承認の件
- (2) 平成29年度事業計画及び予算案承認の件
- (3) 役員改選の件

報告事項

- (1) 農林水産省との意見交換
- (2) 卸売市場をめぐる最近の情勢について
- (3) その他

◎ 四国地区中央市場青果卸売会社協会 定時総会

平成29年10月13日(金) 於:「ザグランドパレス」(徳島市)

議 題

総会議案

- (1) 平成28年度決算報告について
- (2) 平成29年度予算案について

議事事項

- (1) 平成30年度各市場臨時休開市について
- (2) 平成29年度上半期の概況について
- (3) ①卸売市場法改正について ②労働時間・働き方改革について
③仲卸等助成金・使用料その他の経過について
④消費税の増税において軽減税率への準備について

7) 九州山口地区中央市場青果卸売会社連絡協議会

◎ 定時総会 平成29年4月25日(火) 於:「大分オアシスホテル」

議 題

議決事項

- (1) 平成28年度事業報告並びに収支決算報告の件
- (2) 代表者の変更に伴う役員改選の件
- (3) 平成29年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の件

市場情勢報告及び意見交換

農林水産省食料産業局食品流通課卸売市場室
市場経営指導官 二瓶 晴一郎 氏
全国中央市場青果卸売協会

4 調査研究事業

(1) 協会による調査研究・情報収集提供事業

- 1) 会員各社の売上高、経営・業務状況について調査・取りまとめを行い、会員各社の参考に供した。また、労務状況についての調査を実施し、これを取りまとめて、会員各社の参考に供した。
- 2) 農業競争力強化プログラム関係の国の検討会に参画し、論点を整理検討して、業界意見を反映させるように努めた。また、卸売市場制度の見直しに係る国の動向の把握に努めた。
- 3) 関連する行政施策の動向把握に努めた。具体的には、農協制度改革の実施状況、加工食品の原料原産地表示制度、日・EU EPAの大枠合意の内容、輸出促進対策など、青果物・園芸農業に関連が深い各種行政対応を中心に取り上げ、これらの情報については、正副会長等会議・専門委員会・地域協議会などの場を通じて、情報発信した。
更に、農林水産省大臣官房検査・監察部の平成29年度検査方針等につき、会員会社への周知に努めた。
- 4) このほか、卸売市場データ集など関係情報の収集、配布を行った。

(2) 専門部会の開催

卸売市場をめぐる現下の重要問題を専門的な視点から検討するため、次のとおり専門部会を開催し、卸売市場をめぐる最近の諸情勢について検討を行った。また、各地域協会の専門部会との連携に努めた。

1) 経営委員会：管理部会

部会長：石森 俊光氏 東京新宿ベジフル(株) 取締役副社長

第1回 管理部会

平成29年8月4日(金)

於：秋葉原 TSK ビル8階会議室

- 1) 農林水産業流通マッチングナビ(アグリーチ)について
(公益財団法人流通経済研究所 農業・地域流通研究開発室 石橋研究員)
- 2) 平成28年度各社経営概況及び業務関係調査の概要案について
- 3) 最近の情勢等について
- 4) その他

第2回 管理部会

平成30年3月6日(火)

於：秋葉原 TSK ビル8階会議室

- 1) 「卸売市場法制度の見直し」について
(農林水産省食料産業局食品流通課卸売市場室 二瓶指導官)
- 2) 「消費税軽減税率制度への対応」について
(財務省主税局税制第二課 加藤課長補佐)
- 3) 卸売市場を巡る最近の情勢等について
- 4) その他

2) 業務委員会

野菜部会長：湯浅 克明氏 東京千住青果(株) 取締役部長

果実部会長：小泉 二郎氏 東京豊島青果(株) 専務取締役

第1回 野菜・果実合同部会

平成29年7月25日(火)

於：秋葉原 TSK ビル8階会議室

- 1) 果実の消費に関する調査報告について
(公益財団法人中央果実協会 川口審議役)
- 2) 農林水産業流通マッチングナビ(アグリーチ)について
(公益財団法人流通経済研究所 農業・地域流通研究開発室 石橋研究員)
- 3) 卸売市場を巡る最近の情勢について
- 4) その他

第2回 野菜・果実合同部会

平成30年2月27日(火)

於：秋葉原 TSK ビル8階会議室

- 1) 「卸売市場法制度の見直し」について
(農林水産省食料産業局食品流通課卸売市場室 二瓶指導官)
- 2) 「消費税軽減税率制度への対応」について
(財務省主税局税制第二課 加藤課長補佐)
- 3) 卸売市場を巡る最近の情勢について
- 4) その他

(3) 各種外部組織の調査事業等への協力

- 1) (独) 農畜産業振興機構が開催する「野菜需給協議会」に協会事務局が参加するとともに、同機構に設置され、季節ごとの指定野菜の生産出荷初期段階に野菜の需給・価格の動向に関する情報の分析・検討を行うため開催される「野菜需給・価格情報委員会」の委員に会員会社から4名(東京地区3名、大阪地区1名)が参加し、情報提供等の協力を行った。
- 2) 農林水産省が実施する青果物流通統計調査に伴う「生鮮食料品流通情報システム」への情報提供に協力し、安定運用に努めた。
- 3) その他事業への協力
(独) 農畜産業振興機構、(財) 食品流通構造改善促進機構等の行う各種事業に適宜参画し、業界意見の反映に努めた。

5 研修事業

会員各社の人材育成に資するため、主として幹部役職員を対象として、青果物に関する政策の動向、その他各般にわたる課題の中から時宜にかなったテーマを選定し、経営研修会を、毎年、開催している。本年は、以下のとおりの演題・後援者による経営研修会を開催した。

経営研修会

- (1) 開催日時 : 平成29年11月28日(火)～11月29日(水)
- (2) 開催場所 : 東京都台東区西浅草3-17-1 「浅草ビューホテル」
- (3) 参加者数 : 46名
- (4) 研修日程・演題

「第1日」 (11月28日(火) 14:00～17:00)

・ 主催者挨拶

① 「収入保険制度について」

農林水産省 経営局 保険課

保険数理室長

窪山 富士男 氏

② 「卸売市場を巡る情勢と施策の方向」

農林水産省食料産業局食品製造卸売課卸売市場室

課長補佐

平山 治 氏

「懇親会」 17:10～

「第2日」 (11月29日(水) 9:00～12:30)

① 「働き方改革について」

千葉商科大学会計大学院 会計ファイナンス研究科 教授

株式会社ベネフィット・ヒューマンキャピタル研究所長

可児 俊信 氏

② 「日・EU EPAの大枠合意について」

農林水産省 大臣官房国際部 国際経済課

上席国際交渉官

三野 敏克 氏

6 青果物消費拡大宣伝事業等への対応

(1) 「NPO 法人 青果物健康推進協会」活動への参画

「NPO 法人 青果物健康推進協会」は、国産青果物の摂取を拡大し、健康的でバランスの良い食生活を普及・定着させることを目的に食育啓発活動を推進している NPO 法人であり、それまで任意法人として活動してきた「青果物健康推進委員会」を母体として、平成 20 年 3 月に設立された。協会及び会員各社は、この青果物健康推進協会の正会員として協力するとともに、一部会員、協会事務局が理事会等に出席し、運営に参画した。

平成 29 年度における主な活動は、以下のとおり。

① 食育に関する普及・啓発事業

ア 全国の小学校での食育出前授業活動を実施した。

イ 風評被害を防ぐための活動（福島支援バスツアー）を実施した。

ウ 企業で働く世代ターゲットの「デスク de みかん」を継続実施した。また、その延長線上での「デスク de フルーツ」、「デスク de 野菜」も検討会を開催し、その実施計画を策定した。

エ 会員産地等と企業の社員食堂を連携、地産地消と絡めた消費拡大に取り組んだ。

② 健康維持・増進に必要な青果物の摂取拡大事業

ア 野菜利用の多い外食店舗の認定事業を実施した。

イ 野菜利用の多い社員食堂の認定事業を推進した。

ウ 学校栄養士コミュニティを運営・実施し、定期的な研修会を開催するとともに、食育推進に貢献した。

エ 産地と連携して、スーパーでの販売促進（消費拡大）への取り組みに関し、研修を実施した。

オ Web をリニューアルし、SNS と連動させて活動報告・告知等に活用した。

カ 各事業を推進する専任講師（バジフルティチャー）の養成講座を開催した。

キ 全国で消費拡大に取り酌み効果の高かった優良事例に対する表彰事業を実施した。

③ その他事業

その他、青果物に関するグッズの販売事業、国産農産物の価値認定事業を実施した。

(2) 果実消費拡大事業への協力

例年のとおり、平成 29 年度においても、①「全国落葉果樹消費拡大協議会」が実施した落葉果実 6 品目消費拡大対策事業〔(りんご、もも、なし、ぶどう、かき、キウイフルーツ)を対象に、ラジオを活用した消費宣伝事業、社会人（企業）を対象とした普及啓発、小学生を対象とした普及啓発、医療・健康情報誌での広告掲載を実施〕及び②「全国柑橘消費拡大協議会」が実施したかんきつ消費拡大対策事業〔社会人を対象とした普及啓発（デスク de みかん）、小学生を対象とした普及啓発、医療・健康情報誌での広告掲載、機能性表示の支援及び広報活動、小売店店頭販売促進活動を実施〕に対し協力した。なお、両協議会に対しては、「果実消費拡大宣伝協力費 800 万円」として、一括協力している。

(3) 野菜消費拡大事業

農林水産省では、野菜の消費拡大も含めた自給率向上のための国民運動「フード・アクション・ニッポン」を平成 23 年度から推進している。当協会もこれに参加し、青果物の消費拡大に協力している。

7 その他

(1) 青果物の需給調整事業に関する協力

次の各団体が行う需給調整事業に参画・協力した。

(独) 農畜産業振興機構が実施している重要野菜、指定野菜の出荷調整等の事業に対して情報提供の協力をした。

全農が主催する「全国生産出荷適正化協議会」の生産・出荷調整会議に東京協会・野菜部会の担当部会員が品目別に参画し、各出荷時期における需給・消費動向を説明するとともに、産地への要望等を提出した。

全国果実生産出荷安定協議会のかんきつ部会にオブザーバーとして参加して、温州みかん対策等の情報収集に努めた。

(2) 全中青協ホームページ

協会のホームページの利活用として、協会業務に係る広く一般への周知促進と情報開示のほか、会員用ページにより、協会から会員各社への情報提供や、会員と協会間の連絡協議の迅速化、緊密化を推進した。

全中青協ホームページ

<http://www.seika-oroshi.or.jp/>

(3) 臨時休開市問題への対応

平成30年の臨時休開市日について、東京会社協会から東京都に対し、完全週休2日の早期実現など強く要請するとともに、全国協会では、正副会長等会議・地域協議会などの場を活用して、全国的な休市日の増加を働きかけた。この結果、東京都では、平成30年は、平成29年より4臨時休市日の増加の営業日数260日へと一定の前進があり、また、大阪市場では、8臨時休市日の増加の営業日数256日へと大きく前進した。

なお、こうした情勢を会員各社に情報提供し、平成31年でのカレンダーづくりへの対応の参考に供した。

(4) 団体グループ生命保険契約について

「団体グループ生命保険契約」の募集活動を実施した。

(上半期については、平成29年9月4日～10月6日、下半期については平成30年3月5日～4月13日)